

加古川市選挙管理委員会事務局人事評価における評価者に関する要綱

平成28年8月5日

選挙管理委員会決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市選挙管理委員会事務局人事評価に関する規程（平成28年選挙管理委員会規程第3号）第3条の規定に基づき、人事評価を行う者を定めるものとする。

(評価者)

第2条 評価者は、別表のとおりとする。ただし、特にこの表により難い事情がある場合は、選挙管理委員会は、人事評価を受ける職員を管理及び監督する者の中からこれと異なる評価者を指定することができる。

附 則

この要綱は、加古川市選挙管理委員会事務局人事評価に関する規程（平成28年選挙管理委員会規程第3号）の施行の日から施行する。

別表（第2条関係）

被評価者	評価者
局長又はこれに相当する職員	委員長
次長又はこれに相当する職員	局長又はこれに相当する職員
担当課長、副課長又は担当副課長 又はこれに相当する職員	局長又はこれに相当する職員及び次長又は これに相当する職員
一般職員、係長又はこれに相当す る職員	次長又はこれに相当する職員及び副課長又 はこれに相当する職員